

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし